

第15回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第15回定例会

平成27年6月30日

開会 9時00分 閉会 11時50分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 0 滝沢辰己	2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	2 1 田口千秋
	1 2 渡邊幹夫	

欠席委員

議事録署名委員	1 2 渡邊幹夫	1 3 山崎正勝
---------	----------	----------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 柳澤秀夫
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 北村久美子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

第10回農業経営改善計画認定審査

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理

どうも皆さん早朝よりおはようございます。今日は午後小諸市農業委員会との交流会もございますので、午前中に定例総会を開催したいということでございますのでよろしくご審議をお願い致します。

小林茂徳会長

改めましておはようございます。今日はこのような天気が一日続くと思いますけれどもこの時期としては最高の1日で、またマレットのスポーツ日和になりそうです。今年も大変異常気象の多い年で、異常気象、異常気象と申しますけれどもこれが最近では普通になってきたのかなと思いますけれども、先日23日には降雹による被害があらこちらで出たようで、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。わたしも多少農業をしているのですが、農業は自然が相手とはいえ、非常に最近ではリスクの多い産業ではないかと思っております。できるだけ情報収集を早めにして災害に遭わないような予防対策をとることが大事かなと思っております。先日6月18日に上小農業委員会協議会が開催されまして、私を含めて事務局の方へ出席していただきました。1号議案、2号議案、3号議案と予算の関係等ありましたけれども、4号議案で役員の改選ということで諮られました。上田市の会長さんが会長、東御市が副会長、長和町と青木村が幹事ということでございますけれども、ただし、農業委員の任期が、上田市が7月19日で終わりと、それから長和町が9月30日でございますので、農業委員会最後の選挙が行われまして、新しい顔ぶれが出るわけですが、そういった中で上田市また長和町さんは会長さんがもしかすると変わられるかなということでございます。そのあと総会終了後、長野県農業会議の宮島局長さんのいろいろな情報もございましたけれども、時間があればまた全員協議会の方でお話をしたいと思っております。先程代理からお話ございましたけれども、今日は今後小諸市と定例の交流会ということでございますので、本日も議案が沢山ございますがスムーズな議事進行をお願いしたいと思います。1日よろしくお願い致します。それでは着座させていただきます。それでは本日の議事録署名員の指名でございますけれども、本日は12番渡邊幹夫委員、13番山崎委員をお願いしたいと思います。それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

まず番号1番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は、〇〇〇〇 〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は20番渡邊重昭委

今現在はこの大きな〇〇〇〇でやっているわけですが、地番上このような地籍ができたということで今回の申請に至りました。特に問題はございませんのでよろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号1番の件に関しまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号2番について、1番清水委員をお願いします。

1 清水委員

はい、お願い致します。資料の2ページになりますけれどもご覧いただきたいと思います。いつもながら〇〇〇〇はわかりにくいものですから〇〇〇〇から〇〇〇〇を〇〇kmぐらい行ったところという説明で勘弁していただきたいと思います。今回の申請地が〇〇〇〇という事なのでわたしの担当になりましたけれども、売り手買い手共、わたしにとってみれば面識のない方ということでございます。売り手の〇〇〇〇さんは2度ほど電話で話をしました。それによると〇〇〇〇さんは〇〇〇〇在住、〇〇〇〇によって土地を所有しましたが、〇〇〇〇さんは農業はやらないということから、現在〇〇〇〇に住む〇〇〇〇がその土地を耕作して今年は小麦が作られています。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇をしたものの将来的にも農業をやるつもりはないということから買い手を探していたところ、譲受人〇〇〇〇さんとお話がつき今回の申請となったようです。買い手の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇にお住まいになられまして、年齢は〇〇歳、職業は〇〇〇〇経営、農業機械等はない。それから所有している農地と借り入れ地はありません。今回この農地を買って新規就農をしたいという意向のようでございます。詳細等につきましては提出されました農業計画等に記載がなかったものですから事務局に追加の聞き取りをしていただいて、その返事が次のようです。「作る作物の予定として、春は麦、馬鈴薯、夏はトウモロコシ、それから、農機具は友人の所有するトラクターを借用し作業する。農業歴ということでは、〇〇代の初めから畜産業を約〇〇年間行っていました。同時に友人と共にトウモロコシや麦の栽培も行っており、トラクターの出動やトラックについて作物を運搬したりしていた。個人でやるというよりは友人と共に経営を行っていきたい」ということであります。最初にもお伝えしました通り、買主さんとの面識もなく事情がよくわからない中での〇〇aの売り買い、判断に苦慮していますけれどもよろしくご審議いただきたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号2番の件に関しまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号3番について、3番土屋委員をお願いします。

3 土屋委員

はい、それでは説明致します。譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんということで〇〇〇〇でございます。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんということでございますけれども、この方は農業をはじめ〇〇年程という事でございます、移住と言いますか、こちらに住所を構えて〇〇〇〇年になるという方でございます。職業的にはブドウをやりたいということから、職業は農業兼〇〇〇〇ということで〇〇〇〇をやっているという方でございます、ブドウを作れば将来はワイナリーを設けたいということで燃えている方でございます。場所は〇〇〇〇沿いの右側に〇〇〇〇というお店のすぐ左側ということでございまして、ご存知のようにこの周りはほとんど露地でございます。特に農業については支障がないということで、〇〇〇〇〇さんも現在は野菜をやりたいということで、この近くにブドウの苗も植えて育苗をするということで、将来はワイナリーをやりたいと、いずれはこの辺にできればワイナリーも作ればいいなという夢を持っている方でございますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。隣近所の皆様方ともこいにさせていただきながら、農業をしたいということで意欲的に進めているということでございますので、よろしくご審議をいただければというふうに思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号3番の件に関しまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号3番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので決定とさせていただきます。続きまして番号4番についてわたしが担当ですので説明させていただきます。資料は4ページをご覧くださいと思います。譲渡人の〇〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で耕作もできなくなってきたということで、どなたか引き受けてやってくれる人はいないかということで探していたところ、譲受人の〇〇〇〇さんがそれではわたしがやりましょうということで引き受けて、3条の申請になりました。場所はこの上の方の山を挟んですぐが〇〇〇〇になります。下の道を〇〇〇〇m程たどります

と〇〇〇〇にぶつかりまして、そのまた少し下の方には〇〇〇〇がございます。そんな位置関係でございます。該当物件の周りはずべて山でございます。ここが畑作できるかどうかというのは疑問ですけれども、お聞きしたところ山ウド等を作っていきたいということでございます。いずれにしてもこの辺は最終的に山なので、どうなるか少し不安なところもあるのですが、申請については特に問題はなかろうと思っています。この〇〇〇〇年先はこの辺一帯の開発がどのようなになっているかわかりませんが、現状では特に問題ないということでございますので、よろしくご審議していただきたいと思います。それでは番号4番の件に関しまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号4番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてでございますが、議案第3号と一部関連している件がございますので、事務局より議案第2号と議案第3号を続けて説明していただきまして、担当委員の説明に入らせていただきたいと思います。よろしく願います。

事務局

はい、それでは第2号議案農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。こちらは5条の2と関連がございますので、一括でご説明させていただきます。

まず土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地、申請事由が住宅敷地〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、許可基準は都市計画の用途区域内ということで則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)の準居住地域で許可になる見込みです。また、5条の2ですけれども、土地の所在や申請事由は同じでございます。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、こちらは〇〇〇〇でございます。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は用途区域内の準居住地域、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で4条と同様でございます。こちらなんですけれどもまず土地の名義が〇〇〇〇さんで、建物が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有名義にしたいということで、使用貸借で5条の申請が出ております。担当委員は11番小林和恵委員です。以上です。

続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

まず番号1番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡の9筆合計面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は工事用仮設用地敷地の一時転用です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの7名です。契約内容は賃借権設定です。こちらも都市計画の用途区域内ということで、第1種低層住居専用地域で則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は11番小林和恵委員です。

続きまして番号3番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は駐車場兼農業用資材置場敷地です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内第1種住居地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で〇〇〇〇の〇〇〇〇代替地の関係でこの申請が上がってきています。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号4番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、こちらは〇〇〇〇でございます。譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。こちらも用途区域内第1種中高層住居専用地域ですので、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)になります。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号5番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の4筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は宅地分譲通路敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。こちらも都市計画の用途区域内第1種低層住居専用地域ですので、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)になります。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号6番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は宅地分譲敷地です。所要面積が〇〇〇〇㎡ということで、宅地の部分が〇〇〇〇㎡、通路の部分が残りの〇〇〇〇㎡の申請になります。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。こちらも用途区域内第1種低層住居専用地域ということで、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)になります。担当委員は2番上原委員です。

続きまして番号7番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は宅地分譲敷地〇区画です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準はこちらも用途区域内第1種低層住居専用地域ですので、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)になります。担当委員は17番依田隆喜委員です。5条は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは変則ですが第2号議案の4条の規定による許可申請についてと第3号議案の2番の案件につきまして関連しておりますので11番小林和恵委員より説明をお願いします。

11 小林和恵委員

はい、お願いします。それでは4条の1について説明をいたします。申請地ですが資料の5ページをお開きください。場所ですが〇〇〇〇地区の〇〇〇〇沿いの〇〇〇〇店の反対側〇〇m程の場所でございます。準居住区域でして、住居、事務所、小規模な工場等が混在している場所でございますが、申請者の〇〇〇〇さんは現在申請地の近隣に住んでおります。〇〇〇〇を以前より〇〇〇〇しておりましたが、〇〇〇〇に通う日数も増えたので、また同居して〇〇〇〇の生活環境のよい住宅で〇〇〇〇を〇〇〇〇していきたいということであります。また、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇になり自動車台数が増え、先程事務局からお話したように5条の2に関連がありますが、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんは〇〇〇〇を所有しております。現在住居の近くには駐車場が全くなく駐車場の確保に以前より苦労していたということで、〇〇〇〇ですので置いておくと〇〇〇〇から〇〇〇〇等が出たそうでございます。以前から駐車場つきの別の土地で候補地を数ヶ所検討してきましたが適当な土地がなく、〇〇〇〇を駐車するため当申請地を選

定したとのございます。申請地の隣にある〇〇〇〇さんの残りのわずかな農地以外にはなく、住居からも最低でも〇〇m以上出している、建設的にも影響がないと思います。別段問題はないと思いますのでご審議をよろしくお願ひします。それと5条の2に関連して、先程説明したようにこちらは〇〇〇〇でございまして、この土地が〇〇〇〇さんの名義になっておりまして、そこに建物自体を共有で建てるといふことで、このような結果になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました4条の関係それから5条の2の案件につきまして、質問等ある方は挙手をお願ひします。

19長岡委員

よろしいでしょうか。図面を見ますと〇〇〇〇が上、〇〇〇〇が下の筆といふことでよろしいでしょうか。

事務局

〇〇〇〇が下、〇〇〇〇が上の筆でこの2筆に住宅を建設するといふことです。

19長岡委員

そうすると〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、一括使用貸借権を設定するよふになってしまっていますが、何かおかしいよふな気がしませんか。

事務局次長

こちらの件につきましては、昭和60年9月2日付の県の農政課農地調整係長から各地方事務所に通知がございまして、土地所有者が共同で申請を行う場合は、土地所有者については4条、共同申請者については5条で申請してくださいといふことになっておりまして、今回〇〇〇〇さんの所有ですので、〇〇〇〇さんにつきましてはあくまでもこの土地を借りて住宅を建てるといふことで使用貸借権の設定として申請といふ形になっております。ですから、細かくかみ砕いていくと、4条と5条の申請が必要になってくるといふ県からの事務連絡がございまして処理した次第でございます。

19長岡委員

登記上は共有の場合には、建物は下の土地と建物は違ふので、土地は〇〇〇〇さんの物で、建物だけ共有といふことは登記簿上できますよな。

事務局次長

はいその通りです。あくまでも土地の所有権は〇〇〇〇さんでそこに家を建てるので使用貸借だけ、ですから名義はいっさい変わりない。ただし、上の上物については共有名義といふことで建物は2人の名義で登記する、そういう流れでございます。

19 長岡委員

はい、ありがとうございます。わかりました。

議長

他はよろしいでしょうか。無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員の賛成と認め決定と致します。続きまして第3号議案に入りますけれども、番号1の案件につきまして、11番小林和恵委員願います。

11 小林和恵委員

はい、5条の1について説明を致します。6ページをご覧いただきたいと思えます。先程事務局から説明がありましたように〇〇〇〇の工事の〇〇〇〇月間の一時転用でございます。ここの鉄塔ですが、〇〇〇〇のNO.〇〇から〇〇の間、電線の地上高が低く、線下付近での宅地化が進展しておるゆえの保安上同区間の鉄塔立替による電線嵩上工事です。申請地は資料の6ページから7ページかけまして、場所的には〇〇〇〇地籍〇〇〇〇北側一帯で合計9筆地権者は7名でございます。工事用地等区画の柵を設置し、また第三者が絶対に入らないようにやりますし、工事終了後も速やかに現状回復し地権者に返却します。また、地権者全員の方の同意も得ており、隣接者についても工事概要を説明し了承をいただいております。特に問題はないと思っておりますのでご審議をよろしく願います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。番号1の案件に付きましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号3番について17番依田隆喜委員願います。

17 依田隆喜委員

はい、よろしく願います。まず最初に地図の方から説明します。今度、〇〇〇〇の〇〇〇〇に少しかかるというところでございます。入口の〇〇〇〇さんの向かいの角のところですか。ちょうど〇〇〇〇で〇〇〇〇と〇〇〇〇がかかってしまうため、すぐ隣の〇〇〇〇さんの農地を代替という形で譲っていただくということになりました。何ら問題はないと思っておりますがご審議よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いよ

うですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号4番について17番依田隆喜委員願います。

17 依田隆喜

はい、よろしく願います。まず場所ですが、〇〇〇〇の信号を〇〇〇〇の方へ行きまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇を右に下りていって、〇〇〇〇メートルくらい行ったところに右に入ると、〇〇〇〇という看板があるところを右に入った所の角です。譲受人の〇〇〇〇さんは今現在〇〇〇〇の方にお勤めで〇〇〇〇に住んでいるわけですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇が〇人居まして手狭になってきたということで、住宅を建てる土地が欲しいということで探していたところ、この場所を紹介されたということで話になりました。譲渡人の〇〇〇〇さんは今現在〇〇〇〇の方に住んでおられるということで、農業もやっていないので譲ってもいいという話になりまして、話がまとまりました。以上です。よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号5番について17番依田隆喜委員願います。

17 依田隆喜委員

はい、よろしく願います。まず地図の方ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇に上っていくところの左側の〇〇〇〇のちょうど下の辺になります。この地図の左側が〇〇〇〇です。この土地の周りほとんど住宅になっているところですが、譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇で宅地の引き上げが高く多く、分譲する土地を探していたということです。この土地は〇〇〇〇の東北のところに位置する静かな宅地であり、〇〇〇〇にも近く交通の便にも良い場所ということで、ここを開発して分譲していきたいということでございます。以上です。よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。

20 渡邊重昭委員

はい。地図の道路の左側に狭い土地があるのですが、この土地はど

ういう形で関連してくるのですか。

事務局次長

はい、わたしの方でご説明させていただきますが、縦側は道路の後退線、ようするに道幅を確保しないと建築確認が通りませんので、この右側の二つは道路に転用するという事です。補足で説明させていただきますが、平成〇〇年にこの建物が今回の申請地のすぐ下、今まだ〇のマークがついていますが、ここを〇〇〇〇というところで開発しまして、その時に上もやるかという話になって、今回の申請地まで含めると〇〇〇〇㎡を越えて〇〇〇〇ということになるよということで、だいたい〇〇〇〇の方と〇〇〇〇いたようでございますけれども、今回出てきたので〇〇〇〇は必要ないのかという質問を建設課の方にしたところ、あくまでも同じ事業者でなければ〇〇〇〇は対象になりませんよということで、今回〇〇〇〇無しで申請をされたということでございます。渡邊重昭委員の質問についてはあくまでも道路ということでご理解いただければよろしいかと思えます。

20 渡邊重昭委員

はい、わかりました。

14 花岡委員

はい。今の話だと現状今点線になっている道路があるのですが、左下から今回の申請地まではすでに道路があるということですか。

事務局次長

はい、広げて道路があるということでございます。

議長

はい、他に何かよろしいでしょうか。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号6番について2番上原委員願います。

2 上原委員

はい、それでは願います。地図は11ページになります。前回の第14回の時の地図と同じ地図ですが、今回申請の部分の右側に白地がありますが、そこが前回審議いただいた部分になります。場所的には前回と同様の説明になりますが、〇〇〇〇 〇〇〇〇から〇〇〇〇と反対の方に回って〇〇〇〇の方へ下りて行く途中ということになります。申請地につきましては前回説明しましたが、〇〇〇〇さんが所有して〇〇〇〇の方に苗畑として貸付けていたのですが、前回依頼がありまして一部譲渡したわけです。その話を聞きまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが残りの土地を売ってくれないかということで話があって、それで話がついて今回の申請となったようです。この周辺もだ

いぶ宅地化しまして、下水道上水道ともに整備されていますので、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議の方をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号7番について17番依田隆喜委員をお願いします。

17 依田隆喜委員

はい、よろしくお願いします。地図の12ページをお願いします。この場所は、〇〇〇〇の下側〇〇〇〇の少し上のところがございます。この申請地ですが、去年この下の空いているところを宅地で分譲するというので転用したところがございます。今回もこの続きのところを増やして販売したいとのことです。近くに〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などあって、すぐに販売される見込みがあるそうです。手前のところもすでに完売しているそうです。一緒に宅地として〇区画造りまして分譲したいということです。よろしく審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。それでは担当事務局が不在でございますので、報告第1号の方に入らせていただきます。農地法第4条の規定による届出について事務局よりお願いします。

事務局

はい、それでは報告第1号ということで農地法第4条の規定による届出について今月は2件ございます。

番号1番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、申請事由は農業用施設〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

続きまして番号2番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の4筆合計面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡です。こちらは4筆にまたがって畜舎が建築されておしま

すのでこういった形になっております。申請事由は堆肥舎敷地〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。届出という事なので採決は取りませんが何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは戻りまして、第4号議案農用地利用集積計画及び特定農地貸付承認申請について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当

担当の庭山です。遅れて申し訳ありません。今月の農用地利用集積計画ですが、全件で〇〇件〇〇筆〇〇〇〇㎡、利用権設定は〇〇件〇〇筆〇〇〇〇㎡、所有権移転が〇〇件で〇〇筆〇〇〇〇㎡、利用権設定ですが新規が〇〇件〇〇筆〇〇〇〇㎡、再設定が〇〇件〇〇筆〇〇〇〇㎡になります。6番ですが、〇〇〇〇が借りているのですが、これは新規就農希望者への研修圃場を提供するというので、〇〇〇〇が名前を貸して借りてくれています。10番から17番ですが、〇〇〇〇が借りている利用権設定ですが、〇〇〇〇が〇〇したものを〇〇〇〇が借り直してくれているという利用権設定になります。今月は農用地利用集積計画だけではなく、農地法の特例の特定農地貸付に関する承認申請もありまして、特定農地貸付とは、農地を所有できない者が農作物を営利目的で使わない場合に、市が仲介することで約10a程度の農地を5年以下借りることができるということで、〇〇〇〇が平成〇〇年から借りているのですが、〇〇年経って再設定ということで申請してまして、農作物に関しては、ホップの品種選定のための試験栽培という目的で農地を使っています。問題はないかと思いますが、審議の方よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。集積計画、所有権の移転、特定農地に関する承認申請ということで、まとめて出されていますけれども、何かご質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。

それでは特にならぬようございますので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。それでは全員の賛成ということで決定とさせていただきます。続きまして第10回農業経営改善計画認定意見聴取ということで入らせていただきます。若干前回と変わっていますので事務局から説明をしていただきます。

事務局次長

前回までと考え方などを整理しまして、農業委員会として認定審査

にどう対処していくかということで、先日役員会の中で話をさせていただきました。今までは認定審査会ということで、前の書式を覚えていらっしゃる方はそういうふうに記述されていたと思うのですが、以前は農業委員会がGOを出さなければ認定ができないというような書式でございました。認定農業者の認定ということについて若干お話をさせていただきたいのですが、こちらの認定につきましては、農水省のガイドラインが示されておりまして、認定にあたっては審査の透明性を高めて公平性の確保を図るために、農業協同組合、農業委員会、農業者、消費者等から構成される第三者組織から意見を聴取手続きを得ることが望ましいということがございます。東御市においては第三者組織として農業委員会の総会のお場をお借りして、第三者組織として意見聴取をしているわけですが、近隣の市町村においては、県、農協、共済を含めた認定審査会というものを設けてございます。当市では農業委員会総会を第三者組織としておりますので、毎月認定審査会を開催することができるということで、非常に認定農業者にとっては、認定を受けやすい体制になっているということがございます。続きまして認定の目安ということがございますけれども、まずその権限ですが、農業委員会いわゆる第三者委員会が持っているわけではなくて、あくまでも東御市長が認定の権限を持っていると、その中で認定をするにあたって、皆さん何かご意見ございませんかと、それを答えるのが第三者組織ということになっております。毎回認定審査会に出て、皆さんから書類的に非常に不備があるといろいろとご意見が出るわけですが、基本的には東御市長は出された認定者を全員認定しようという強い意志を持っております。その中で農業委員会では、例えば認定議案の7ページをご覧くださいまして、⑦の目標を達成するためにとるべき措置の下の方の参考に「特になし」「特になし」と二つ出ていますが、例えば農業委員会とすれば、地域農業の振興に対する取り組みが特になしでは困るよ、地域の農業者と連携して荒廃地対策に取り組んでもらいたい。そういうご意見を出していただければよろしいのかなというそんなところがございます。今までは農業委員会が認定をするということで、皆さん相当ハードルを高くお持ちだったと思います。私共農業委員会が認定したのだからすべて農業委員会でこの認定農業者の責任を負わなければいけないと、実際はそういうことではなくてあくまでもこの認定農業者の関係は東御市長が認定をして責任を負うものでございます。その中で農業委員会として、先程言ったような意見を出していただくと。東御市長は農業委員会から出された意見を付則として、認定農業者を認定するにあたってこういう意見が出ているので改善に努めてくださいという流れになるということがございます。今回から様式等を変えて適当である、ないという項目は外しまして、あくまでも農業委員会からご意見を聞くということで意

見を皆さんから出していただいで、それを市の方へ出すという形でこの認定の聴取を行いたいということでございます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございましたが、その辺を踏まえまして農業委員会からいわゆる要望意見という形で出していただいで、それを事務局の方で認定農業者に伝えて改善していただくという話になりましたのでご理解をいただきたいと思ひます。今日は10件ございますので1件づつ事務局で説明して、担当農業委員会から意見を述べ、全員のご意見を集約していきたいと思ひております。そんな形で進めていきますのでよろしくお願ひ致します。それでは番号1の件につきまして事務局より説明をお願ひ致します。

認定農業者担当

はい、それでは担い手支援係の柳橋ですがよろしくお願ひ致します。ご意見を聴取いただく前に先程柳沢次長の方から説明がございまして、事務局の方でも追加のご説明をさせていただきたいと思ひまして先程資料をお渡ししました。農業経営改善計画の認定のルールの明確化ということで、12月に県の方から出されてきた資料の一つでございまして、農業経営改善計画認定農業者のルールの明確化ということで、意思統一を図っていただくための簡単な説明をさせていただきたいと思ひます。結構ありますのでこちらから事前に黄色のラインを引かせていただいでありますが、1ページ目の下の2のところですが、農業経営改善計画の認定要件ということで、先程次長の方からも説明がありましたけれども読ませていただきますと、農業経営改善計画を作成する。認定農業者に申請する農業者が計画を作成しまして、これを市町村に提出しまして、該当農業経営改善計画は適当である旨の認定を受けることができることになっております。東御市の場合はこれまで農業委員の皆さんからご意見をいただきまして、先月までは認める、認めないというような判断していただいたわけですが、他市町村でいきますと認定農業者の審査会というのがございまして、上田市ですと農業委員会の代表の方、また、農業改良普及センター、JA、また県の農業共済組合と、上田市の土地開発公社の皆さんが集まって一件一件どうですかという審査をして意見を求めてそれを市に出していただいで、農業者の認定に結びつけていくと。東御市の場合はこれまでそういう審査会がなくて、農業委員さんにご意見を聞いて認定をしてきたというこれまでの経緯がございまして、他の上田市、佐久市、小諸市千曲市もそうですが、そういった特別な審査会というのがございまして、そちらの方で審議を受けている。東御市の場合はこれまで農業委員の皆さんで認めてきたというような経緯がございまして、ただそれはどんな機関でもいいのですが、一般的な第三者機関の方にご意見

をいただいているかどうか、こちらの事務局では農業委員のこちらの方に上げていく前に支援センターと普及所の方に見ていただいて、こちらの方で資料を確認させていただいて、資料を出していただいて審議をしていただいているというような流れになってきております。それを踏まえまして、次のページをご覧ください、4ページの(6)でございます。小規模な経営など基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善、発展に向けた取り組みを継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合については、その計画を適切であると判断することができるという一つの認定の考え方がございます。ですので、現在は小規模である、もしくは難しいのではないかなというように到達が困難なものについても、申請者から意見を聞いて計画を立てていただいて、目標をそれに沿ってやっていくということを認定に際して考慮していただきたいという考え方がございます。というのが下の5ページにございますけれども、申請時には基準のところまで全然いってなくて、また5年後の目標にも到達しなくても、10年後もしくは営農期間継続期間内で水準に達するようなやり方を農業者また、事務局の方でも指導していくというふうに考えていくということが認定の要件として、一つの基準としてあるということでご承知いただきたい。最後のページになりますが、独自基準に関する考え方というところがございますが、現在の経営規模や年齢等の市町村独自の基準に基づき、経営改善計画の認定の可否を画一的に判断することによって、意欲と能力のある農業者を入口で排除することに繋がりがねないことから、このような画一的な運用は速やかに廃止し、適切な運用を行うことが重要ですよということで国の方から話がありまして、年齢等や経営規模で基準的に難しいのではないかと、5年後大丈夫かというような話もあるのですが、例えば5年先に70になったとしても、その農業者の方が意欲があって、また後継がいたり、経営のやり方によってはその人が全部やらなくても他の近所の方に手伝ってもらったり、いろんな雇用を生み出して自らがやらなくても農業の収益が見込まれるような計画、そういったものを計画に出してきた時については、当然これは認めてくださいねというような話になります。ですから本人ができるかできないかではなくて一つの経営体として、収益が見込まれる、また、そういった地域の農業に発展できるかどうかということを考えていただいて認定してください、という一つの国からの方針が出ているということで、そういったことも踏まえてこれをご覧くださいながら、皆さんからご意見をいただきたいということで、今回から仕切り直しということでよろしくお願い致します。前置きが長くなりましたけれども、早

速議案の方にいきたいと思います。

それでは1番でございます。区分につきましては更新でございます、〇〇〇〇でございます。営農類型は肉牛ということでございまして、資料4ページをご覧ください。細かいところのお話というのは、皆さんの所に事前に資料をお渡ししている関係で説明に関してはごく簡素的に説明させていただきますのでよろしくお願い致します。では、①目標とする営農類型につきましては、〇〇〇〇の方では肉用牛の肥育及び繁殖経営でございます。経営改善の方向の概要につきましては年間肥育頭数を〇〇〇〇頭とする。また上物率〇割は達成しているので枝肉重量を現行より〇〇%UPとする。繁殖牛及びET受精卵、ET受精卵というのは、受精卵移植のことでございまして、受精卵移植による品種改良のことでございますけれども、そのETを用いて自己生産牛を年〇〇〇〇頭とする。粗資料自給率を〇〇%以上とし、周辺未利用資源（ビール粕、ワイン粕）を利用する。経営体の農業所得につきましては、現状〇〇〇〇万円から目標〇〇〇〇万円になっております。主たる従事者の労働時間は〇〇〇〇時間から〇〇〇〇時間に減少させたいという目標があります。③農業経営規模の拡大に関する目標につきましては、ご覧の通りでございまして、肉用牛合計〇〇〇〇頭の現状に対しまして目標が〇〇〇〇頭でございます。また有機肥料につきましては、こちらの方に〇〇〇〇万円とありますけれども、実際のところはだいたい約〇〇〇〇トンくらいあります。牧草の方につきましては〇〇〇〇aから〇〇〇〇aに増やしていきたいという計画でございます。4ページの右の方に現状〇〇〇〇aと書かせていただいたのですが、〇〇〇〇aの間違いですので、すみません、訂正をお願い致します。〇〇〇〇さんにつきましては〇〇〇〇でございまして、実際のところ雇用の人数も〇〇人ということで、大規模経営また〇〇〇〇の方でも認定農業者の認定を取っているということで、非常に経営条件につきましては良好な経営体でございまして、売上の規模もかなりでてくる、出る金額もあれば、入ってくる単価も大きいということで、実際億単位の収入と億単位の支出が出ているとゆうような経営体でございまして、非常に問題のない農家でありますので、その点考慮いただきながら、ご意見の方をいただきたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは先程の事務局の担当の方からの進行を踏まえまして進めさせていただきましたけれども、まず一番の案件につきましてわたくしが担当でございますが、申請書からして特にわたしとしては意見はないということでございます。農業所得も今〇〇〇〇万ありまして、非常に経営も安定しているということで、東西入地区非常に遊休地が多い所になってきたわけですが、そういった部分を買って再装備しているという前向きな考えも持

っているようでございますので、特にわたしの方としては問題ございません。委員会として何かございましたら出していただければと思います。はい、渡邊代理どうぞ。

渡邊登司美代理

わたしも畜産の関係については全く素人ですが、〇〇〇〇 a の牧草地で粗飼料自給率〇〇%というちょっと信じがたいです。その辺、柳橋さんはいかがでしょう。

認定農業者担当

自給率を〇〇%以上ということですが、現在では牧草とトウモロコシなど、海外から輸入している飼料で対応しています。円安等による輸入飼料の高騰により、自作による牧草を増やし、自給率を高めていきたいと考えているということですのでよろしくお願いします。

渡邊登司美代理

おそらく〇〇〇〇頭飼っていると、目標ということですが、私が思うにはおそらく仮に牧草地だとすれば〇〇〇〇 h a ぐらいなかつたらだめではないか。〇〇〇〇の圃場は水田ですね。ということは田んぼの稲を作って全部飼料用の稲を作ることでしょうか。

認定農業者担当

田んぼの方の関係もそうですが5ページ目をご覧ください、現在〇〇〇〇さんの方では、右下真ん中にあります農用地の利用条件ということで、農地中間管理事業を活用して農地集積を図るということで、現在中間管理事業という形で〇〇〇〇の地籍にある農地を集積しまして、これから牧場にしようとしてやっていこうという計画がございます。それに基づいてということもありますのでその点よろしくお願いします。面積的には〇〇 h a くらいになります。

渡邊登司美代理

けして事務局いじめているということではございませんので、例えば牛〇頭の関係でどのくらい1年間に牧草、要するに乾燥をかけたものだと生産は必要なのでしょうか。

認定農業者担当

牛〇頭の平均というのが、大きさや年齢等にも関わってくるので平均的な数字はこちらの方では把握していませんが、自給飼料と購入飼料費が莫大な金額になっておりますので、数字までは把握できていなくて申し訳ありませんが、現在のところわからないということですのでございます。

渡邊登司美代理

現在円高ということで、日本の畜産については基本的にアメリカ等からトウモロコシその他餌を輸入しているということですが、円安になりますとどんどん餌代が高騰するのではないかとということで、すでに最近のテレビ等で見ますと卵の価格がアップしているという話

もありますけれどもそういう点は大丈夫なのでしょう。

認定農業者担当

購入飼料費に関しては円安が続いている関係で非常に農家に打撃を与えている状況ですので、自給飼料率をアップしていきたいというふうに考えておりました、先程の農地中間管理事業の農地集積の話やビール粕やワイン粕も利用しまして、自給率を上げていきたいということで、それぞれの農家の方で考えて対応は打っているところでございます。

渡邊登司美代理

はい、ありがとうございました。

議長

はい。他に何かご意見ということで。

1 4 花岡委員

〇〇〇〇の一番奥でやられていらっしゃるの、一般的に臭いとか畜舎の環境問題ということが若干少ないので、ぜひ先程事務局から言われたように中間管理事業を活用して、〇〇〇〇の奥の方をもっともっと利用して、荒廃地対策と拡大をぜひ、もっと進めていただきたいというふうに意見として私は述べたいと思います。

議長

はい。前向きなご意見ありがとうございました。今花岡委員の意見がございましたけれども、非常に〇〇〇〇さんというのは、〇〇〇〇の一番奥にございまして、そのすぐ上は〇〇〇〇の入口になっているような場所ですが、そこに流れている川が一級河川の〇〇〇〇で、今まで特には問題なかったのですが、これからゲリラ豪雨とかそういうことに関連して、また糞尿の関係が流れ出すということがないように十分管理をお願いしたいというふうに思います。これから規模拡大、それから異常気象等による関係がありますので、十分に注意していただきたいと思います。はい、土屋委員どうぞ。

3 土屋委員

先程事務局の方から説明いただいたように今回からこの計画の認定について意見をいただくんですよというお話をいただきました。基本的な問題で確認させていただきたいと思いますが、つまり農業委員会とすれば意見ということですが、この認定に際して先程の説明の中では、例えばJAだとか、あるいは普及所だとか、あるいはその他の皆さんとの協議というか、そういうものにかけるという話を伺いました。これはどういう形で今後されていくのか、今までの農業委員会の他の皆さんの対応というのはどういう人たちがどういう形でやっていくのか、その辺のところをもう少し詳しくお聞かせいただければありがたいなど、つまりいわゆる第三者的な者であるのは、農業委員なら農業委員という形での会議があるかと思いますが、その他については、い

わゆる事務局対応の皆さんの会議なのかという感じも致しますし、それから先程から話がありました申請書類の数字だとかチェックというものが、多分ここでやらなければその通りみんな書いてあればいいんだという形で通ってしまう、あるいはこれからも通っていくのかなという感じがするわけですが、この辺のところは毎月やられていくのか、あるいは半年になるのかというようなところも含めて、教えていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

事務局次長

農業委員会の立場と言えばあくまでも市長から農業委員の皆さんにご意見を聞くと。そこでもう結構だと思います。特に書類の審査については農業委員会でチェックする必要はないのかなと。もう1点先程柳橋の方で説明した時に、農業改良普及センターの他に、共済組合とか長野県農業開発公社が加わっているという話ですが、これも実際にはほぼ事務局と同じような立場でございます。そう考えると、こちらの農業委員会を第三者機関としてお話された方が、確かにこちらの方には農業者の方もいらっしゃいますし、JAの推薦の方もいらっしゃいます。また議会推薦の方もいらっしゃいます。そういうことを考えれば、こちらの農業委員会でのご意見を伺って出したほうがいいのかというそんな感じはしております。1ヶ月に1回、3ヶ月に1回というお話もございましたけれども、農業委員会でこの意見聴取というのを行うとすれば、実際の話、毎月農業委員会の総会はされているわけですから、このところで意見聴取を行ってもそれほどの負担にはならないのかなと。逆に新たに第三者機関を設けた場合に、それぞれの皆さん都合を聞きながら日程調整をしていかなければいけないと、そういうことになると今月はゼロでした、やりません。来月は10件でするので3時間かかります。という、非常に委員にとっても負担になるのかなと。そういうことを考えれば、今まで通り農業委員会も第三者機関として、意見をいただくというふうに動いた方が合理的ではないのかなというそんな感じはしております。先程土屋委員が、間違った書類もどんどん通ってしまうという話でございますけれども、それにつきましては農業委員会でそこまで審査する必要はないのかなと。というふうにご理解いただければよろしいのかなと思います。わたしの方は以上でございます。

14 花岡委員

そういうふうに移行していくということですか。他はそういうふうに行っているのですが、東御市は基本的に農業委員会がその第三者機関としてやっている現状を、他と同じように移行していくという意思があるのかどうか。

事務局次長

今現在は市長部局の方では、第三者機関を新たに設けるつもりはな

場合があるものですから、〇〇〇〇ヶ月前に出てきたのは〇〇〇〇で、今回は〇〇〇〇という形でいろいろ下の代表者としての名前は同じですが、上が結構変わってきているということでご理解いただければと思います。

議長

別会社という形でいくつか持っている、その中で事業を展開しているということ。今回は〇〇〇〇として、あくまで肥育して肉牛を販売している。そういう部分での認定農業者の申請だと思います。

認定農業者担当

補足説明でございますが、5 ページ右の⑦で〇〇〇〇ではこの制度資金の利用ということで〇〇〇〇事業ということで、下の方の設備の事業を導入する予定でございます。先程花岡委員さんの方からもありましたけれども、あくまで荒廃地対策をやっていききたいという事もすでに書いてございまして、それも含めて農地中間管理事業を活用していくということで、ご承知をいただきたいと思います。補足説明でございました。

議長

はい、一番の案件だいぶ時間が経過しましたけれども、この辺で一番はまとめさせていただきたいと思います。時間も経過しましたのでここで10分間ほど休憩を入れて10時50分から再開したいと思います。

(休憩)

議長

それでは再開致します。番号2の案件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

番号2番です。区分は更新でございます。申請者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳でございます。目標とする営農類型は酪農です。経営改善の方向の概要につきましては、初妊牛に受精卵移植を行い和牛の生産を行っていく。また経産牛にはホルスタイン種を付け、後継牛の確保を行ってきます。農業所得につきましては、現状〇〇〇〇万円から〇〇〇〇万円、労働時間につきましては、〇〇〇〇時間から〇〇〇〇時間に削減していく目標です。農業経営規模の拡大に関する目標につきましては、搾乳牛〇〇頭から〇〇頭、育成牛につきましては〇〇頭で変わらず、飼育作物につきましては〇〇〇〇aから〇〇〇〇aの目標となっております。農業従事態様等の改善目標につきましては、なかなか休みが取れないのですが、酪農ヘルパーを月に1日利用しているところを月2日の利用ということで活用しまして、何とか休日を取っていききたいというふうに考えている経営体でございます。簡単で

ございますけれども以上の通りでございます。

議長

はい、ありがとうございます。番号2の案件につきましてわたしの方で意見を述べさせていただきます。非常に健全経営で頑張っているという事で特にはないのですが、目標を達成するためにとるべき措置ということで、現状維持ということでございますけれどもできればこの地区は遊休農地が多いところでございますので、うまく活用して荒廃地にならないように頑張っていたいただきたいと思います。わたしの方からは以上でございますが、各委員の方から何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。はい、10番滝沢委員。

10 滝沢委員

経営改善部会という立場から申し上げたいのですが、この〇〇〇〇さんの経営状態を見ますと〇〇〇〇と〇人で一生懸命やっておられるようでございます。〇〇〇〇も〇〇〇〇日ということで、一緒に毎日やっているというふうに思われるのですが、〇〇〇〇で行っている以上〇〇〇〇も経営に参加して女性としての意見も吸収するというような意味から、家族経営協定を結んでいただいたらどうなのかと、その方が〇〇〇〇の立場も有利になりメリットもあるのではないかとというふうに思います。〇〇〇〇でやっているものがほとんどでございますので、家族経営協定を進めていったらどうかというふうに意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。はい、それでは特にはないようでございますので、続きまして番号3番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

番号3番です。今回も区分は更新でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん〇〇歳になります。目標とする営農類型につきましては、稲作畑作の複合経営になります。経営改善の方向の概要につきましては、稲作部門の規模拡大ということでございまして、下の③をご覧くださいまして、稲作現状〇〇〇〇aに対して〇〇〇〇a、馬鈴薯現在〇〇〇〇aで目標は作らない、スイートコーンも現在〇〇〇〇aありますが作付は行わない。小麦現在〇〇〇〇aのところを〇〇〇〇aの目標で少し増やしていく予定でございます。経営面積の合計が〇〇〇〇aとございますが、右の方現状の〇〇〇〇aに合っておりませんが、残り〇〇〇〇aにつきましてはブロッコリーを現在作っているところでございます。目標でもブロッコリーは作らないということでありまして、目標の面積は〇〇〇〇aということで、稲作と小麦にしぼった選択集中という形の農業経営を目指していきたいということでございま

す。また作業受託の方も乾燥のみですが〇〇〇〇tから〇〇〇〇tに増量の対応をしていきたいということでございます。次のページをご覧くださいまして、労働力につきましては、〇〇〇〇はいらっしゃいますけれども見込んでおらず、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇と〇人でやっていきたいという状況でございます。面積的にも大規模でやられておりまして、品種にしぼった無理のない経営の仕方ということで、現在も〇〇〇〇万円の収入がございまして、計算しますと〇〇〇〇万円の目標になります。稲作小麦ということで冬場の作業はないということで、目標〇〇〇〇時間という時間になっておりますのでよろしく願い致します。事務局からは以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは担当の1番清水委員の方からご意見がございましたらお願いします。

1 清水委員 はい、〇〇〇〇さんは先程説明があった通りに機械利用のできる稲作小麦を主とした経営に以前の経営から変えておられます。〇〇〇〇さんは地域の仲間と大型機械の共同利用というのを早くから始められた方で、作業効率の導入、過剰な機械への投資というのを防いでおられました。この頃地域の農家が自宅作業というのが増えて作るような感じになりましたもので、施設の増築等で対応できるように考えておられます。専業農家が高齢化して減ってしまう中で、地域を支えておられる一人でございます。

議長 はい、ありがとうございます。他にこの〇〇〇〇さんの件につきましてご意見のある方はお願いします。はい、14番花岡委員どうぞ。

14 花岡委員 水稻と小麦の方へ力を入れるということで、そういう計画になっていらっしゃるの、今まで借りていた畑地については、〇〇〇〇aくらい減少していく形ですが、荒廃地にならないようにぜひうまく移行ができるようにサポートして、情報を集めたり地域の皆さんとうまくやっていただきたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。他に何かご意見がございましたらどうぞ。はい、それでは3の件につきましては以上ということにします。続きまして4番の件お願いします

認定農業者担当 続きまして4番、区分は更新になります。〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳でございます。目標とする営農類型は水田畑作の複合経営でございます。内容につきましては③をご覧くださいまして、水稻〇〇〇〇aが〇〇〇〇a、センブリ〇〇〇〇aが〇〇〇〇a、薬用にんじん

〇〇〇〇 a は変わらず、馬鈴薯〇〇〇〇 a が〇〇〇〇 a、モロコシ〇〇〇〇 a が〇〇〇〇 a、また緑肥作物自家用野菜につきましては、ご覧の通りとなっております。合計面積的には変わりはないという経営でありまして、なかなか面積の規模は難しいのですが、植え付けの作物品種によって収益を上げていきたいというふうに考えているところでございます。〇〇〇〇さんにつきましては、トラクターの購入を現在進めているところでありまして、トラクターを活用した経営を図っていきたいということで進めているところでございます。労働力につきましては家族経営ということで、今現在〇〇〇〇 〇〇〇〇が働いていますけれども、見通しでは〇〇〇〇ということですので、〇〇〇〇でやっていくという状況の中で、臨時雇用的に〇人から〇〇人に増やしていきたいという内容となっております。〇〇〇〇さんにつきましては以上の通りでございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当の清水委員よりご意見をいただきたいと思います。

1 清水委員

はい、それでは引き続きお願いします。〇〇〇〇さんは私と同じところに住んで同じの農業をしている仲間でございます。EM菌に力を入れておりまして、それを自分の水田に入れて耕作しておられます。水はけがよく畑に入ってみましても泥がつかない土作りをしているのは驚きでありました。近年薬用人参という作物がだんだん少なくなってきて希少なものになってきてはいますけれども、それに一生懸命取り組んでおられ良い物を生産しています。また稲作では先程言ったEM菌を使った堆肥を使うということで、減農薬と減肥料を目指して目標として〇〇反歩あたり〇俵の米が取れば良いというこだわりで取り組んでおられます。

議長

はい、ありがとうございます。他の委員さんから何かご意見がございましたら伺いたいと思います。それでは特に無いようでございますので番号4の件は以上と致します。続きまして番号5番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい、それでは5番、区分は更新でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん〇〇歳でございます。法人は〇〇年〇〇月〇〇日に設立しております。目標とする営農累計につきましては、水稻、リンゴ、作業受託、野菜、自己販売までいきたいということです。実際にやっているところではございますけれども、更に拡大をしていきたいということであります。農業経営の規模につきましては、水稻〇〇〇〇 a に対して〇〇〇〇 a、ブロッコリーが〇〇〇〇 a から〇〇〇〇 a、りんごは

〇〇〇〇 a が 〇〇〇〇 a、きゅうりとアスパラは 〇〇〇〇 a でそれぞれ現状維持、経営面積合計が 〇〇〇〇 a に対して 〇〇〇〇 a となっております。残りの土地につきましては、連作障害にならないよう回して作っているということをご承知いただきたいと思います。〇〇〇〇ということをございまして、その他の関連附帯事業のところにはインターネット販売ということでも現在もホームページを立ち上げておまして、そちらの方の販売を受け付けしているのが確認できております。それをまた有効活用して進めていきたいということをございまして、現在の労働力につきましては 〇〇 人の常用雇用がございまして、これを直して 〇〇 人、また臨時雇用も含めて大規模にやっけていまして、非常に入ってくる数も多いのですが、出て行く数も多いということをございまして、農業所得につきましては、現状 〇〇〇〇 万円になっておりますが、〇〇〇〇 万円という目標になっております。労働時間につきましては、現状 〇〇〇〇 時間に対しまして目標 〇〇〇〇 時間で経営をしたいということをございまして、〇〇〇〇 ということでもいろんな多角的な経営を行っており、これから面積的にも多いので、いろんなことができる会社ではございまして、所得が少ないのはありますが、問題はない農家だというふうに考えております。以上をございまして。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員わたくしでございまして簡単に述べさせていただきます。非常にリスクをうまく分散して水稲、果樹、野菜という形で持っていていっているなと思っておりますが、ここに書いてありますように、後継者の育成ということをお願いしたいなということをお願いたします。〇〇〇〇 地区において頑張っていたいただいているわけですが、農地を手放す方が沢山おられまして、それもみんな引き受けているという状況の中で、後継者がしっかりしていただかないと受けてくれたのは良いけれど、その後どうなってしまうのかということがありますのでぜひお願いしたいと思っております。わたしの方からは以上ですが、何かご意見がございましてらお願いいたします。無いようですので続きまして番号 6 番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい、それでは 6 番、区分は更新でございまして。〇〇〇〇 の 〇〇〇 〇 さん 〇〇 歳の方でございまして。目標とする営農類型につきましては、豆、葉野菜野菜。経営改善の方向の概要につきましては、契約栽培をやっけておまして、土作りに努め高品質の作物生産に努めるということをございまして。農業経営規模の拡大に関する目標につきましては、モロッコインゲンが 〇〇〇〇 a の現状維持、花豆が 〇〇〇〇 a から 〇〇〇〇 a、大和芋が 〇〇〇〇 a から 〇〇〇〇 a、クルミが 〇〇〇〇 a

の現状維持、ピーマンも〇〇〇〇 a の現状維持となります。経営面積の合計につきましては、〇〇〇〇 a から〇〇〇〇 a になっております。〇〇〇〇さんにつきましては、現在〇〇〇〇、家族また近所の方の応援を得ながら、経営している状況でございます。〇〇〇〇も労働力のところには書いてありませんが、〇〇〇〇ではありますが週末等協力してやっていただいているということございまして、また臨時雇用〇〇人のところを〇〇人に増やして経営をやっていききたいということでございます。契約栽培ということでもありますので非常に安定した経営、また逆に信頼性の確保ということも含めてしっかりやっている経営体でございます、特に問題ないかと思われまますのでよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。〇〇〇〇さんの件もわたくしの担当でございますので、意見を述べさせていただきます。今事務局の方からあったように〇〇〇〇で頑張っているから、健康が第1ということでもありますので、ぜひその辺は気を付けてやっていただくようお願いしたいなと思います。あと、多少矛盾しているのですが、家族の協力を得ながら経営とあるのですが、できるだけ手のかかる葉野菜が多いので、うまく人を使っただけならなと思います。農地に対してトラクターの数が非常に多いので、経営規模の拡大というところに、機械を導入するとありますが、トラクターの関係はあまり増やさないで製品の出荷用等に増やしていただいて、そちらに振り向けていただきたいと思います。わたしの方は以上でございますけれども、他の委員さんの方で何かありましたらお願いします。

認定農業者担当

すみません。事務局からで申し訳ないのですが、農業所得につきましては現状〇〇〇〇万円から目標〇〇〇〇万円になっておりますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

議長

他に何かございますか。はい、18番戸田委員。

18番戸田委員

葉洋野菜とは葉っぱの野菜を作っているということですか。葉っぱの野菜ということですが、品目をみると、モロッコインゲン、花豆、大和芋、くるみ、ピーマンとありますが。

議長

落ちがあるようですが、野沢菜だとかほうれん草だとかそういったものを沢山作っています。

認定農業者担当

一応葉洋野菜ということでもありますけれども、モロッコインゲンを中心にということで、ここに書いてある軽量品目としていろいろな葉野

葉をやっているということでございます。そのような話を聞いております。葉洋菜というジャンルはあります。インターネットで確認はさせていただきますいておりますが、その葉洋菜の部類にこれが入ってくるであろうという事ではあります、表現には問題ないと思います。以上です。

議長

事務局からも説明がございましたが、契約栽培ということだといふ逆に無理をしているように見受けられるところがあります。前回もそういう形で〇〇〇〇したということですが、今回も〇〇〇〇して出てきて、またフルタイムという形で動いていますけれども、自分がやらなければ契約栽培で〇〇〇〇してしまうからやらざるを得ないということですが、少し心配ではあります。あまり細かい事は抜きにして健康に気を付けて頑張っていたきたいということをお願いしたいと思います。他になれば〇〇〇〇さんの件は以上としまして次に進めさせていただきます。続きまして番号7番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい、それでは7番、区分は更新でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん〇〇歳の方になります。営農類型は酪農です。経営改善の方向の概要につきましては、自給飼料の増産、有効利用を行うと共に、配合飼料高騰による代替飼料等を検討し、低コスト化を進める、という内容になっております。経営規模につきましては、乳牛〇〇頭を〇〇頭、育成牛が〇〇頭から〇〇頭、牧草につきましては〇〇〇〇aから〇〇〇〇aという内容になってございます。〇〇〇〇さんにつきましては〇〇〇〇でやられているということで、経営的に厳しいところはあるのですが、ただ搾乳機だとか牧草に関しても機械での作業ということもありまして、非常にうまくやられているということであります。また、ヘルパーも月〇回利用はしているのですが、今後月〇回利用して休日を取れるようにしていきたいというふうに考えております。農業所得につきましては、現在若干少なめですので、〇〇〇〇万円から目標〇〇〇〇万円に増やしていきたいと、また、労働時間を牛飼いですので〇〇〇〇日ではありますけれども、労働時間の減少ということで、その点はヘルパーや作業効率を計った形で取り組んでいきたいということでお話を聞いております。事務局の方では以上の通りでございます。

議長

はい、ありがとうございます。〇〇〇〇さんの関係もわたしの担当でございます。申請書をご覧になった通り乳牛1本で非常に飼料高騰の中で厳しい経営状況がこれからも続くのではないかなと思っています。一番は、〇〇〇〇でおられるということなので、ご覧の通り〇

〇〇〇日の労働で大変だなと思っております。ぜひ健康に気を付けてできるだけヘルパーさんを導入して月〇、月〇くらいの休みを取れるように経営していただきたいなと思っております。彼が健康を害して通れることになるとこの〇〇〇〇aの土地が遊休農地という形になってしまうので、ぜひ健康管理に気を付けて頑張ってくださいと思います。他のご意見ございましたらお願いします。

1 清水委員

一つよろしいですか。家の方にも酪農家がおられまして、今の〇〇〇〇さんにもありますけれどもヘルパーという格好でどうしても入れたいということらしいのですが、どこへ言えばいいのかわからないのでありますけれども、ヘルパーの酪農家、畜産家が減ってしまった中でヘルパーさん自体も減ってきて、なかなか休みを取るためにヘルパーをお願いするにあたって、余程前から頼まないでヘルパーをお願いできない状態が現実らしいです。ですから、〇〇〇〇日休みなし、特に家族でやっておられる酪農家畜産家の方が多いと思うのですが、何かの方法をもう少し持っていかないと畜産農家というのは大変になって終わっていつてしまうのではないかと思うのですが、そこら辺の行政というか、今ある中での対応というのを増やしていけるような意見をどこか届ける場所があったらと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。活字にするのは簡単ですが、具体的なフォローを事務局の方で進めていただいております。他に何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは続きまして番号8番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい、それでは8番、区分は更新でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん〇〇歳でございます。〇〇〇〇でやられている農家でございます。営農類型はブドウの多種品栽培ということでございまして、いろんなブドウを栽培しております。経営改善の方向の概要につきましては、新品種の導入と栽培方法の研究により優良等級の比率を向上させるということになっております。加温ハウスの方では〇〇a、露地の方では〇〇a、無加温ハウスでは〇〇aということで合計〇〇aの農地面積で行っております。目標も変わらずという内容になっておりますけれども、この多品種栽培ということは長野パープル、シャインマスカット、巨峰、種無し巨峰も取り組んでおられまして、非常に試行錯誤しながら栽培し、品種改良を行って良い作物を作りたいということで非常に熱心に取り組んでいる農家でございます。それにより収益増収を目指すという内容になってございまして、現状の農業所得は〇〇〇〇万円でございますが、目標〇〇〇〇万円となっております。次のページの農用地利用条件のところにはハウスに〇〇ヶ所となっております。

して、目標を〇〇ヶ所となっておりますがこれは変わらず〇〇ヶ所で訂正をお願いしたいと思います。労働力につきましては〇〇〇〇さんと〇〇〇〇でということをございまして、また臨時雇用、お手伝いさんを雇って経営しているということをございまして、里親研修も受け入れていらっしゃる農家をございまして、後継ということも含めて里親を育成したいということで、非常に地域農業、農業全般に関していろいろな研究も含めまして、いろいろ考えていらっしゃる農家をございまして、収益の関係また農業に対する取り組みなど含めて非常に志が高い方をございます。事務局の方からは以上をございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の説明ということで、10番滝沢委員よりご意見ををお願いします。

10 滝沢委員

はい。ご本人も言っている通り大変熱心に研究し努力している方をございます。里親もやったり、地区の〇〇〇〇部会の〇〇〇〇を務めたりしているので、〇〇〇〇地区でも中心の農家をございますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。何か他にご意見ございましたらお願いします。はい、それでは特に無いようでございますので〇〇〇〇さんの件は以上とさせていただきます。続きまして番号9番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい、それでは9番、区分は更新でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん〇〇歳という若い経営者をございまして、目標とする営農類型は葉洋野菜（ハウス栽培）を中心にやっております。経営改善の方向の概要につきましては、市場出荷に頼らない販売先の開拓。コスト削減の徹底による増収を目指すということで、販売先が決まっているところでの契約栽培に近い状況での経営を行っております。農業経営規模の拡大につきましては、レタス〇〇〇〇a、キャベツ〇〇〇〇a、白菜〇〇〇〇a、モロコシ〇〇〇〇a、アスパラ〇〇〇〇a、米〇〇〇〇aということで作付面積合計〇〇〇〇aになっておりまして、目標も変わらず〇〇〇〇aという目標になってございます。ただし、コスト削減の徹底を図りたいということをございまして、農業所得現状〇〇〇〇万円でございますが、目標〇〇〇〇万円を目指したいという農家をございます。次のページをご覧ください、現状維持という状況ではあるのですが、労働力につきましてはご本人と〇〇〇〇で、雇っている方は現在はおりませんが、家族経営での労働力で対応しているという状況をございます。ですからある意味いろんな形の中での試行錯誤また研究を行いながら、また、肥料の配合なども考慮し

ながら生産物の精度を高めていきたいという状況の話でございまして、なんとかいい物を作っていきたいという気力が十分にある若手の農家ですので、その辺よろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の説明ということで、3番土屋委員の方から意見をいただきたいと思えます。

3 土屋委員

はい、意見を申し上げたいと思えますが、〇〇〇〇君につきましては若手経営者の1人でございまして、葉洋野菜を中心に販売をしているということで、市場出荷に頼らない販売ということを目指しまして、特に化学肥料、農薬の削減ということを中心にしながら飼料の導入をしていい物を作っていきたいということで頑張っているところでございまして、将来を担う若い経営者として一生懸命やってもらえればありがたいなというそんな感じを持っているところでございます。わたしの方からは以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。何か他にご意見ございましたらお願いします。はい、花岡委員。

1 4 花岡委員

はい、地域農業の振興に対する取り組み特になし、とあるのですが、ぜひ若手の台頭として引っ張っていけるような、いろんな形での取り組みをしていただきたいと思いますというふうに思えます。

議長

はい、前向きなご意見ありがとうございます。

渡邊登司美会長代理

はい、ハウス〇〇〇〇棟〇〇〇〇㎡ということですが、このパイプハウスで何を栽培していますか。

認定農業者担当

すみません、現場を見ていないので。

3 土屋委員

はい、わたしの方から。パイプハウスにつきましては、アスパラのハウスでございます。乾燥施設がございまして、機械から取れるアスパラを出荷できるようにということで、ビニールハウス内で作付しているという形でございます。

議長

はい、ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。それでは特に無いようでございますので〇〇〇〇さんの件は以上とさせていただきます。続きまして番号10番の件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい、それでは10番、区分は新規でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳で〇〇〇〇と〇人でやられている農業経営者でございます。営農類型は水稲・大豆・果樹・野菜・小麦ということで、経営改善の方向の概要につきましては、経営所得安定対策に向けた農業経営の維持及び規模拡大、省力化、品質向上に取り組んでいきたいということでございます。規模に関する目標でございますが、水稲が〇〇〇〇aから〇〇〇〇a、大豆〇〇〇〇aから〇〇〇〇a、果樹これはカリンですが〇〇〇〇aのまま変わらず、野菜につきましては、〇〇〇〇aから〇〇〇〇a、小麦とスイートコーンにつきましては、現状作付がないわけですが、目標としては作付していきたいという意向で取り組んでおります。現状〇〇〇〇aに対して〇〇〇〇aの面積に規模拡大していきたいという農家でございます。あくまでご本人さんの意向でございますけれども余力があれば直売や加工販売の方にも目を向けて取り組みたいというふうに考えているところでございます。最後のページを見ていただきまして、〇〇〇〇と一緒にやられているということですが、〇〇〇〇は〇〇歳ということで、現在は一緒にやっていますという話は聞いておりますけれども、〇〇年後の見通しにつきましてはほとんど見込めないということでもありますけれども、臨時雇用を雇いながら、また近所の方にお手伝いをいただきながら、一緒にやっていきたいというふうに考えています。制度資金利用につきましては、コンバインを予定しております。また環境にやさしい農業への取り組みにつきましては、減農薬減肥料に取り組むと、また地域農業の振興に対する取り組みにつきましては、荒廃地の解消をしていきたいということで地域農業に対しても積極的に取り組んでいきたいというふうに話をしているところでございます。非常に意欲はある方でございますが、あとは方向性ということで非常に難しいところではございますけれども、農業所得につきましては現状〇〇〇〇万円で、目標が〇〇〇〇万円ということで、将来的には〇〇〇〇万円を目指していきたいということでご承知をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員の説明ということで、8番依田喜巳男委員から意見をいただきたいと思っております。

8 依田喜巳男委員

はい。彼は〇〇年前に市役所を退職しまして、一応を後継者ということで家に入りまして、こういういきさつで頑張るということで、実は数年後にわたしももうできなくなるということで、わたしも〇〇〇〇なもので、家の一族全員が〇〇〇〇に託すということでお願いをして、これだけ田んぼも増やしてございます。一人で大変ですけれども

わたしもできる限り協力するというので、一応この申請に至った次第でございますのでよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。他に何かご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして農業経営改善計画認定意見聴取の関係10件ございましたけれども終了と致します。大変御苦労様でした。議事の方は以上をもちまして終了となりますけれども、全体を通じまして何かご意見がございましたら出していただきたいと思っております。はい。花岡委員どうぞ。

14 花岡委員

はい。この認定農業者の現在の意見聴取議案の件ですが、書いてある内容については頑張っていたか、そういう要するに私たちの意見としてはそういうところしか言えない、現状書いてあるものについて精査していても、そういうところしか言えないという状況にありますので、もっと細かい形で現状を教えてもらえる書式でも文面でも入れていただければ、もっといろんな形での意見が出るのではないかと思います。現状の物については今までと同じなので、どうしても数字的な物が多かったり、数字合わせみたいところが多いのですが、実際に意見を言う時になってくるともっと細かいところがわからないと意見を言えないし、その辺をサポートすることも多分行政としても難しいのではないかと思います。そういうことについて農業委員会として、できることできないこと、いろいろなことについて話なり意見を、その人もそうですし、その行政についても意見が出せるようなそういうような形でのデータも、こういうのが良いというのがわからないのですが、今後も模索していただきたいと思っております。

議長

はい、貴重なご意見ありがとうございます。いずれにしても、今回からということでもありますけれども、意見を述べてくださいということですので、あまり突っ込んだ話はできなくなってきたというのが私の本音でございます。事務局としては今日のような動きでよろしいでしょうか。

事務局次長

はい。

議長

はい、そういうことでございますので、認定農業者の関係は今日のようなパターンで今後とも進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。他に何かご意見ございますでしょうか。はい、それでは無いようですので以上をもちまして議事の方は終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

渡邊登司美会長代理 以上で第15回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。あ
りがとうございました。

11時50分議案終了

議事録署名人_____

議事録署名人_____